

定 款 細 則

社会福祉法人 愛 光

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 社会福祉法人愛光（以下「法人」という）定款第 4 5 条の規定に基づき、定款の施行に関する事項を定めるものである。

2 この細則に定めのない事項については、法令及び定款その他法人の諸規程の定めるところによる。

(事業を行なう事業所)

第 2 条 法人の事業は、次の事業所において行なう。

- (1) 佐倉事業所（ラポールコミュニティ愛光／千葉県佐倉市山王 2-37-9）
 - ①障害者支援施設及び併設障害福祉サービス事業〔短期入所〕・地域生活支援事業〔日中一時支援事業〕（ルミエール・めいわ・リホープ）
- (2) 佐倉太田事業所（高齢者ケアセンターはちす苑／千葉県佐倉市太田 1145-1）
 - ②特別養護老人ホーム及び併設老人居宅介護等事業・老人デイサービス事業・老人短期入所事業・老人介護支援センター
障害福祉サービス事業〔共生型短期入所・共生型生活介護〕（はちす苑）
- (3) 佐倉宮前事業所（千葉県佐倉市宮前 2-13-1）
 - ③障害福祉サービス事業〔就労継続支援(B型)〕（よもぎの園）
 - ④相談事業所（かけはし）
- (4) 佐倉錦木町事業所（千葉県佐倉市錦木町 352-2）
 - ⑤障害福祉サービス事業〔就労継続支援(B型)・自立訓練（生活訓練）〕
地域生活支援事業〔日中一時支援事業〕（ワークショップかぶらぎ）
- (5) 佐倉城事業所（千葉県佐倉市城 399-3）
 - ⑥障害福祉サービス事業〔介護サービス包括型共同生活援助〕（ジョーの家）
- (6) 佐倉大篠塚事業所（千葉県佐倉市大篠塚 1587）
 - ⑦地域福祉センター事業（佐倉市南部地域福祉センター）
 - ⑧地域包括支援センター（佐倉市南部地域包括支援センター）
 - ⑨相談支援事業（アシスト）
 - ⑩児童厚生施設（佐倉市立南部児童センター）
- (7) 佐倉根郷事業所（千葉県佐倉市城 454 ）
 - ⑪放課後児童健全育成事業（佐倉市立根郷学童保育所）
 - ⑫放課後児童健全育成事業（佐倉市立第二根郷学童保育所）
- (8) 佐倉山王事業所（千葉県佐倉市山王 1-44 ）
 - ⑬放課後児童健全育成事業（佐倉市立山王学童保育所）
- (9) 佐倉寺崎事業所（千葉県大崎台 4-4-1、千葉県佐倉市大崎台 4-3-2）
 - ⑭放課後児童健全育成事業（佐倉市立寺崎学童保育所）
 - ⑮放課後児童健全育成事業（佐倉市立第二寺崎学童保育所）
 - ⑯放課後児童健全育成事業（佐倉市立大崎台学童保育所）
- (10) 佐倉弥富事業所（千葉県佐倉市岩富町 151）
 - ⑰放課後児童健全育成事業（佐倉市立弥富学童保育所）

- (11) 佐倉和田事業所（千葉県佐倉市直弥 59）
 - ⑱放課後児童健全育成事業（佐倉市立和田学童保育所）
- (12) 佐倉山王・太田事業所（千葉県佐倉市太田 1879-1）
 - ⑲障害福祉サービス事業〔介護サービス包括型共同生活援助〕（山王の家）
- (13) 佐倉宮前・山崎事業所（千葉県佐倉市山崎 350-5）
 - ⑳障害福祉サービス事業〔介護サービス包括型共同生活援助〕（宮前の家）

第 2 章 評議員選任・解任委員会

（目 的）

第 3 条 定款第7条に規定する評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）は、本章に定めるところにより設置、運営等を行う。

（所掌事項）

第 4 条 委員会は、この法人の評議員の選任及び解任を行う。

（委員会の構成）

第 5 条 委員会の評議員選任・解任委員（以下「委員」という。）は、監事 2 名、外部委員 2 名、事務局員 1 名の 5 名とし、理事会が選任する。

2 外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

- (1) 当法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人
- (2) 前号に該当する者の配偶者又は三親等以内の親族

（委員の任期）

第 6 条 委員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合には、速やかにこれを補充するものとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の任期の満了までとする。

（委員の解任）

第 7 条 委員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（報 酬）

第 8 条 委員に対する報酬は、別表 2-1 のとおりとする。

2 委員には、その職務を行うために要する費用を別表 2-2 のとおりとする。

（招 集）

第 9 条 委員会の招集は、理事会において決定し、理事長が行う。

（招集通知）

第 10 条 委員会の招集通知は、会議の開催日の 1 週間前までに、各委員に対して、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載した書面で発しなければならない。ただし、委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく委員会を開催することができる。

（議 長）

第 11 条 委員会に議長を置き、委員の互選により選任する。

（評議員の選任）

第 12 条 評議員の選任は、次の各号の手続を経て行うものとする。

- (1) 理事会は、評議員候補者を委員会に推薦する。
- (2) 理事会は委員会に当該候補者の経歴、当該候補者を候補者とした理由、当該候補者と当該法人及び職員等との関係、当該候補者の兼職状況、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を説明しなければならない。
- (3) 委員会は、評議員候補者について審議を行い、評議員の選任に関する決議を行う。

- (4) 評議員の推薦にあたっては、次の基準によるものとする。
- ① 有識者（関連専門職・学識経験者・行政経験者等）
 - ② サービス利用者又は関係者（当事者・家族・当事者団体代表者等）
 - ③ 地域福祉関係者（民生委員・地区社協関係者・地域団体代表者等）
 - ④ その他（ボランティア・後援者等）

（評議員の解任）

第13条 評議員の解任は、次の各号の手続を経て行うものとする。

- (1) 理事会は、委員会に理事会で決議された評議員解任の提案を行い、評議員として不適任とした理由を委員に説明しなければならない。
- (2) 委員会は、解任の提案をされた被解任評議員に弁明の機会を保障する。
- (3) 委員会は、理事会から提案された評議員の解任について審議を行い、解任の可否について決議を行う。

（決議）

第14条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名が出席し、かつ外部委員の1名以上が賛成することを要する。

（議事録）

第15条 委員会は、議事終了後速やかに議事録を作成し、議長及び出席した委員全員が署名又は記名押印し、これを理事会に提出しなければならない。

2 議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- (1) 委員会が開催された日時及び場所
- (2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果
- (3) 委員会に出席した委員の氏名
- (4) 委員会の議長の氏名

3 議事録は、委員会の日から10年間法人本部に備え置かななければならない。

（事務）

第16条 委員会の庶務的事項は法人本部において行う。

（補則）

第17条 本章に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

第 3 章 評議員会

（役員等の出席）

第18条 理事及び監事は、評議員会に出席するものとし、欠席する場合にはあらかじめ招集者に対してその旨を通知しなければならない。

2 法人の職員等は、理事及び監事を補助するため、議長の許可を受けて評議員会に出席することができる。

3 評議員会は、必要に応じ、前2項に定める者以外の者の出席を求め、その意見又は説明等を聴取することができる。

（議長）

第19条 評議員会に議長をおく。

2 評議員会の議長は、出席した評議員の中からその都度互選により選任する。

（理事等の報告・説明）

第20条 議長は、出席している理事又は監事に対して議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。

2 前項の場合において当該理事は、議長の許可を得た上で、第18条第2項に定める者に説明させることができる。

3 法令に基づき評議員より提出された議案については、議長は、議案を提出した評議員にその説明を求め、理事又は監事に当該説明に対する意見を求めるものとする。

- 4 理事及び監事は、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、法令に定める正当な理由がある場合を除き、当該事項について必要な説明をしなければならない。
- 5 前項の法令に定める正当な理由とは次の各号に該当する場合とする。
 - (1) 評議員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合で、以下に該当する場合を除く。
 - ア 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を社会福祉法人に対して通知した場合
 - イ 当該事項について説明するために必要な調査が著しく容易である場合
 - (2) 評議員が説明を求めた事項について説明することにより社会福祉法人その他の者(当該評議員を除く。)の権利を侵害することとなる場合
 - (3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
 - (4) 第1号から第3号に掲げる場合のほか、評議員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(招集)

第21条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 評議員会の日時及び場所
 - (2) 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項
 - (3) 評議員会の目的である事項に係る議案の概要(議案が確定していない場合にあっては、その旨。)
- 2 評議員会の招集通知は、評議員会の日より1週間前までに評議員、理事、監事に対して書面で発出する。
- 3 前項にかかわらず、評議員の全員の同意を得て招集の手続きを省略して評議員会を開催することができる。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 評議員会における決議の方法は、挙手その他の方法により行うものとする。
- 3 議長は、次項に掲げる決議を除き、その議決権を可決同数の場合にのみ行使することができる。
- 4 次の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 役員の一部免除
 - (4) 法人の解散
 - (5) 法人の合併契約(吸収合併・新設合併)
- 5 理事、監事又は評議員の社会福祉法人に対する責任は、総評議員の同意がなければ免除することができない。
- 6 第1項及び第4項の規定にかかわらず、理事が議題の提案をし、当該提案について評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事録は、書面をもって作成するものとする。

- 2 議事録は、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果等、以下に定める事項を記載して作成する。

- (1) 通常の評議員会の事項
 - ① 評議員会が開催された日時及び場所
 - ② 評議員会の議事の経過の要領及びその結果
 - ③ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
 - ④ 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - ア 監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
 - イ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
 - ウ 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき
 - エ 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき
 - ⑤ 評議員会に出席した評議員、理事、監事の氏名又は名称
 - ⑥ 評議員会に議長が存するときは、議長の氏名
 - ⑦ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
 - (2) 評議員会の決議の省略の場合の事項
 - ① 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - ② ①の事項の提案をした者の氏名
 - ③ 評議員会の決議があったものとみなされた日
 - ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
 - (3) 評議員会への報告の省略の場合の事項
 - ① 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
 - ② 評議員会への報告があったものとみなされた日
 - ③ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 3 議事録には、議長及び議事録署名人2名が署名（記名押印）をしなければならない。
- 4 前項の議事録署名人は、評議員会の都度、出席した評議員の中から議長の指名により選任する。
- 5 前4項により作成した議事録は、当該評議員会の日から10年間法人本部に備え置かなければならない。

（欠席評議員への報告）

第24条 理事長は、欠席した評議員に対して議事の概要及び議決結果を記録した書面を評議員会終了後14日以内に送付するものとする。

第 4 章 理事会

（出席者）

第25条 理事会は、理事及び監事が出席して開催することとし、必要に応じてそれ以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

- 2 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集者に対してその旨を通知しなければならない。

（議長）

第26条 理事会の議長は、出席した理事の中からその都度互選により選任する。

（招集）

第27条 理事会の招集には、理事会の日の一週間前までに理事及び監事の全員に通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、理事及び監事の全員の同意を得て招集の手続きを省略して理事会を開催することができる。

(決議)

第28条 理事会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 理事会における決議の方法は、挙手その他の方法により行うものとする。ただし、議長が理事全員に異議ないと認める場合には、その旨を確認した上で決議があったものとすることができる。
- 3 議長は、次項に掲げる決議を除き、その議決権を可否同数の場合にのみ行使することができる。
- 4 次の決議は、議決に加わることができる理事総数（現在数）の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 基本財産の処分
 - (2) 事業計画及び収支予算
 - (3) 新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (4) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
 - (5) 保有する株式に係る議決権の行使
- 5 第1項及び第4項の規定にかかわらず、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。
- 6 理事、監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとする。ただし、業務の執行に関する理事長及び業務執行理事の報告は省略できない。

(議事録)

第29条 理事会の議事録は、書面をもって作成するものとする。

- 2 議事録は、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果等、次に掲げる事項を記載して作成するものとする。
 - (1) 通常の場合の事項
 - ① 理事会が開催された日時及び場所
 - ② 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
 - ア 理事の請求を受けて招集されたもの
 - イ 理事の請求があったにもかかわらず所定の期間内に理事会が招集されないため、その請求をした理事が招集したもの
 - ウ 監事の請求を受けて招集されたもの
 - エ 監事が招集したもの
 - ③ 理事会の議事の経過の要領及びその結果
 - ④ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
 - ⑤ 次の意見又は発言があるときは、その意見又は 発言の内容の概要
 - ア 競業及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告
 - イ 理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告
 - ウ 理事会で述べられた監事の意見
 - ⑥ 理事長以外の理事であって、理事会に出席した者の氏名
 - ⑦ 理事会の議長が存するときは、議長の氏名
 - (2) 理事会の決議の省略の場合の事項
 - ① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - ② ①の事項の提案をした理事の氏名
 - ③ 理事会の決議があったものとみなされた日
 - ④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
 - (3) 理事会への報告の省略の場合の事項

- ① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - ② 理事会への報告を要しないものとされた日
 - ③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- 3 議事録には、理事長及び監事が署名（記名押印）をしなければならない。
 - 4 理事会に理事長が欠席した場合には、出席した理事と監事の全員が議事録に署名（記名押印）する。
 - 5 理事会の決議に参加した理事であって、作成された議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。
 - 6 理事会の議事録等は、当該理事会の日から10年間法人本部に備え置かなければならない。
（欠席理事への報告）

第30条 理事長は、欠席した理事に対して議事の概要及び議決結果を記録した書面を理事会終了後14日以内に送付するものとする。

（理事の担当制）

第31条 理事は、理事会における互選により、別表1のいずれかの担当となり、担当業務について意見を述べ、必要に応じて提言を行うものとする。

第5章 監事

（監査の実施）

第32条 監事における決算監査は、事業報告、財産目録、貸借対照表及び収支計算書作成後速やかに実施するものとする。

- 2 監事は、前項の監査のほか必要と認めるときは、法人の運営及び事業の実施状況について、随時必要な時期に監査を実施することができる。
- 3 監事は、第2項の監査を実施するときは、あらかじめ、監査事項を定めておくものとする。

（監査報告書）

第33条 監事は、監査終了後、監査報告書を作成し、署名捺印の上理事長に提出するものとする。

（理事会等への出席）

第34条 監事は、理事会並びに評議員会に出席するものとし、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

第6章 役員の選任等

（役員の選任）

第35条 理事長は、理事及び監事（以下「役員」という）の任期満了の直前の評議員会において、次期役員となるべき候補者を推薦し、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、次期役員となるべき者が法令等に定める欠格事項に該当していないことを確認するため、当該候補者より身分証明書、宣誓書及び履歴書を徴するものとする。
- 3 理事長は、理事の選任にあたっては次の基準によるものとする。
 - (1) 少なくとも1名は、施設長等法人職員であることとする。
 - (2) 少なくとも1名は、法人事業所所在市域に在住する者であることとする。
 - (3) 他の理事については、社会福祉・地域福祉関係者、学識経験者の中から推薦するものとする。
- 4 理事長は、監事の推薦にあたっては次の基準によるものとする。
 - (1) 監事のうち1名は、社会福祉法第44条に規定する財務諸表等を監査しうるものでなければならない。
 - (2) 監事のうち1名は、社会福祉に関する学識経験を有する者でなければならない。
- 5 理事長は、評議員会の議決を得た上で、選任された役員に対し委嘱状を交付するものと

する。

- 6 委嘱状を交付された役員は、14日以内に就任承諾書を理事長あてに提出しなければならない。

(中途退任)

第36条 役員はやむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出るものとする。

(他の役員等人事)

第37条 理事長は、理事会の同意を得て、次に定める者を置くことができる。

- (1) 理事のうち副理事長を置くことができる。
- (2) 理事のうち総括施設長を置くことができる。
- (3) 法人に会長を置くことができる。会長は、経営全般にわたり指導的役割を担い、必要がある時は理事会、評議員会、業務執行会議に出席し、意見を述べ、もしくは提言することができる。
- (4) 法人に顧問を若干名置くことができる。顧問は学識徳望のある者の中から、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

(役員等の定年)

第38条 理事、監事及び評議員は、満80歳をもって定年とし、定年に達した日の属する任期満了日をもって退任する。

- 2 業務執行理事の定年は満70歳とし、任期中に定年に達した場合は任期末をもって業務執行理事を退任する。

(顧問等の報酬)

第39条 顧問等に対する報酬は、別表2-1のとおりとする。

- 2 顧問等には、その職務を行うために要する費用を別表2-2の通り支給する。

第7章 法人運営組織

(組織)

第40条 法人事務を処理するために、次の組織及び職員を置く。

- (1) 法人の本部事務を処理するため、佐倉事業所内に法人本部を置く。
- (2) 法人本部には本部担当業務執行理事を置き、組織運営、財務・資産管理に関する業務を担当する。
- (3) 法人の行なう事業の円滑な運営をはかるために業務執行会議及び実績会議を設ける。
- (4) 理事長は、法人運営上の課題に対処するために必要に応じて意見調整機関を設けることができる。

(業務執行会議)

第41条 理事長は、法人経営上重要な決定を必要とする事項について、業務執行会議を招集し、意見を聴くことができる。

- 2 業務執行会議の付議事項、開催日、構成員は別表3のとおりとする。

(実績会議)

第42条 法人の日常業務運営の円滑を図るため、実績会議を置く。

- 2 実績会議の付議事項、開催日、構成員は別表3のとおりとする。

第8章 事務の専決

(事務の専決)

第43条 理事長、業務執行理事、事業部長及び施設長が専決することのできる事項は、別に定める「理事等職務権限規程」によるものとする。

(組織管理規程の制定)

第44条 その他、法人運営の組織及び管理に関することは別に定める「組織管理規程」によるものとする。

第9章 情報公開

(情報公開)

第45条 法人の業務及び財務諸表については、別に定める「情報公開規程」によるものとする。

(改廃)

第46条 本細則の制定、改廃は、理事会の決議をもって行うものとする。

附 則 この細則は、平成13年4月1日より施行する。

(改正) 平成14年12月21日
(改正) 平成17年 5月22日
(改正) 平成19年 3月24日
(改正) 平成19年 9月15日
(改正) 平成19年12月15日
(改正) 平成20年 3月22日
(改正) 平成20年 5月24日
(改正) 平成20年 9月20日
(改正) 平成20年12月13日
(改正) 平成21年 3月21日
(改正) 平成21年 5月23日
(改正) 平成22年 3月27日
(改正) 平成22年 5月22日
(改正) 平成22年 9月25日
(改正) 平成23年 9月17日
(改正) 平成23年11月26日
(改正) 平成25年 3月23日
(改正) 平成25年12月 7日
(改正) 平成26年 3月22日
(改正) 平成27年 5月23日
(改正) 平成28年 3月26日
(改正) 平成29年 3月25日

附 則

1. この細則は、平成29年4月1日から施行する。
2. 社会福祉法等の一部を改正する法律(平成28年3月31日法律第21号)附則第9条の規定により行う評議員の選任は、本規則第2章(第6条を除く)の例により行う。

(改正) 平成29年 6月24日
(改正) 平成29年 9月16日
(改正) 平成31年 3月16日
(改正) 令和 1年 6月 8日
(改正) 令和 3年 7月 1日
(改正) 令和 5年 3月18日(令和5年4月1日施行)
(改正) 令和 5年11月25日(令和6年1月1日施行)

(改正) 令和 6年 6月 8日 (令和6年7月1日施行)
(改正) 令和 7年 3月15日
(改正) 令和 7年11月 1日 一部改正

(別表1) 理事の担当区分

区分	担当業務
総務	①組織管理と業務の総括と調整に関すること ②BCP(事業継続)に関すること
人事	①人事に関すること ②職員の労働条件管理に関すること ③情報管理(文書管理、広報活動を含む)に関すること
財務	①財務に関すること ②契約に関すること
コンプライアンス	①コンプライアンスに関すること(職員の懲戒を含む) ②リスクマネジメントに関すること(苦情解決を含む)
事業(事業部長)	①福祉・介護サービスの提供に関すること ②施設長の指導監督に関すること
事業開発	①事業開発に関すること ②社会福祉充実計画の策定に関すること

(別表2-1) 評議員選任解任委員・顧問報酬額

役職区分	報酬額
評議員選任解任委員	10,000円(1日あたり)
会長・顧問	10,000円(1日あたり)

(別表2-2) 費用弁償額

役職区分	報酬額
評議員選任解任委員	交通費実費
会長・顧問	交通費実費

(別表3) 会議

会議区分	招集	付議事項	構成員	開催
業務執行会議	理事長	①理事会・評議員会に提出する議案の調整に関すること ②理事長の専決事項の調整に関すること ③その他臨時の法人の意志決定に関すること	理事長 業務執行理事 事業部長 本部長次長 本部総務課長	随時
実績会議	事業部長	①業務執行会議の諮問に関すること ②事業運営の連絡・調整を要する事項に関すること ③管理業務の報告に関すること ④その他事業部長が必要と認める事項	事業部長 施設長 次長 課長 ※必要に応じて各事業所の主任が出席できる	月1回

